

2016 社労士受験対策講座『佐藤塾』 過去問詳細解説⑤国民年金法

第3号被保険者に関する届出の特例

(1) 第3号被保険者に関する届出

昭和61年から第3号被保険者の適用が開始されましたが、被保険者自身で市区町村に届出を行う必要があったため、多くの届出もれが存在していました。第3号被保険者による資格取得の届出が遅れた場合は、2年間しか「保険料納付済期間」に算入されず、それ以外は時効により「未納期間」とするのが原則的な取扱いでしたので、年金権を取得できなかつたり、年金額が低額になつたりするケースもありました。

これを防止するため、平成14年4月からは、資格の取得等については、第3号被保険者の配偶者を使用する事業主を経由して届出を行うこととされました。

又、平成6年改正により、平成7年4月から平成9年3月までの間に限り特例の届出を行った場合については、2年間を超える期間についてもさかのぼって保険料納付済期間とする特例措置が講じられました。

次いで、平成16年改正により、平成17年4月1日以前の未届期間について、届出が行われた日以後、その届出に係る期間が保険料納付済期間とする措置も取られることとなりました（恒久措置）。そして、平成17年4月1日以後の未届期間についても、届け出があった場合、「やむを得ない事由があると認められるとき」は保険料納付済期間と扱われることとなりました。

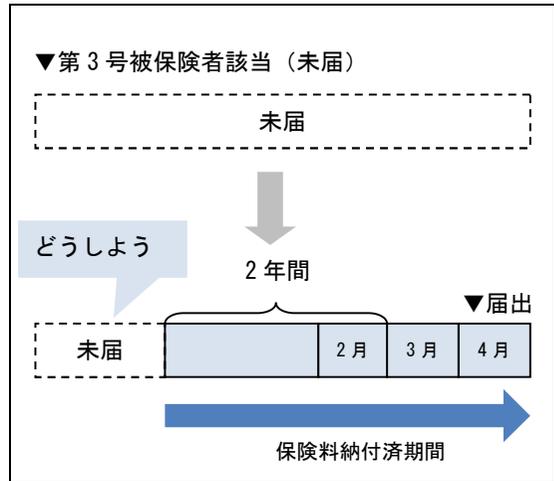
昭和61年4月	第3号被保険者制度の開始
平成7年4月	「特例届出」の実施
平成9年1月	基礎年金番号制度の導入
平成14年4月	届出を事業主経由に変更
平成17年4月	「特例届出」の実施
平成22年12月	「運用3号」の取扱い開始
平成23年3月	「運用3号」の廃止
平成23年8月	「年金確保支援法」施行

(2) 第3号被保険者に関する届出の遅れた場合（第3号特例届）

① 原則

第3号被保険者は、保険料を納付しなくても「第3号被保険者資格取得届」を届出ることにより、被保険者の資格を取得し、将来の年金権に結びつくことになります。

ただし、この届出が遅れた場合は、原則として、第3号被保険者に該当した期間のうち、届出月の前々月から起算して直近の2年間についてはさかのぼって保険料納付済期間とされますが、それより前の期間については、保険料納付済期間には算入されません。

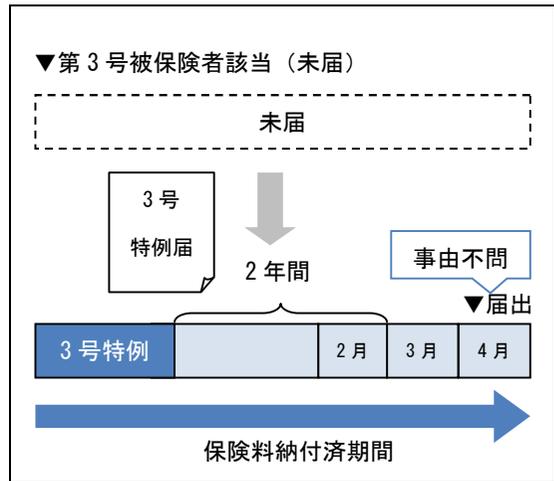


合格ピース 第3号被保険者の資格取得の届出をしなかった期間（平成17年4月1日以後の期間に限る。）は、原則として、届出をした日の属する月の前々月までの「2年間」を除いて、保険料納付済期間に算入しない。

■■■■■■■■■■ 2205E・1910C・1409C・1201E・1107B・0405C・0301A・0101E

② 平成17年4月1日前の期間

第3号被保険者又は第3号被保険者であった者は、平成17年4月1日前のその者の第3号被保険者としての国民年金の被保険者期間のうち、届出が遅れたことにより、保険料納付済期間に算入されない期間については厚生労働大臣に届出をすることができ、届出（「第3号特例届」）が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入されます（平16法附則20条、21条1項・2項）。



合格ピース 平成17年4月1日前の第3号被保険者の未届期間について、届出をすることにより、当該届出が行われた日以後当該届出に係る期間を保険料納付済期間に算入することができる。

■■■ 1910D・1709A・0806B

すでに老齢基礎年金（旧国民年金法による老齢年金も含まます）の受給権者がこの届出を行い、届出が遅れていた期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあった日の属する月の翌月

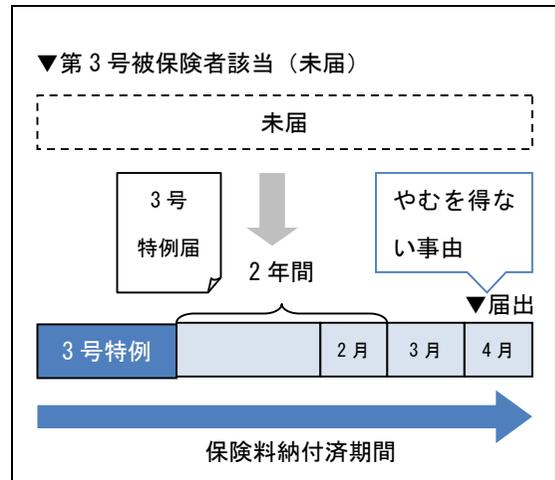
から、年金額が改定されます（平 16 法附則 21 条 3 項）。

合格ピース すでに老齢基礎年金の受給権者（旧国民年金法による老齢年金を含む）となっている者が、平成 17 年 4 月 1 日前の第 3 号被保険者期間のうち保険料納付済期間に算入されない期間について届出をしたときは、その届出をした月の翌月から年金額を改定する。

■ ■ 1910D・0708C

③ 平成 17 年 4 月 1 日以後の期間

第 3 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者は、その者の第 3 号被保険者としての被保険者期間のうち、届出が遅れたことにより、保険料納付済期間に算入されない期間について、届出を遅滞したことについてやむを得ない事由があると認められるときは、厚生労働大臣に届出をすることができ、届出（「第 3 号特例届」）が行われたときは、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済期間に算入されます（法附則 7 条の 3 第 2 項・3 項）。



合格ピース 第 3 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者で、平成 17 年 4 月 1 日以後の第 3 号被保険者としての被保険者期間のうち、第 3 号被保険者に係る届出をしなかったことにより保険料納付済期間に算入されない期間がある者は、届出を遅滞したことについてやむを得ない事由があると認められるときは、厚生労働大臣にその旨の届出をすることができ、当該届出に係る期間は、保険料納付済期間に算入される。

■ 1910E

この特例措置は（平成 17 年 4 月前の期間・4 月以後の期間ともに）、恒久措置です。

合格ピース 「第 3 号被保険者の届出の特例」措置は、恒久措置である。

■ ■ 1910D・1710B

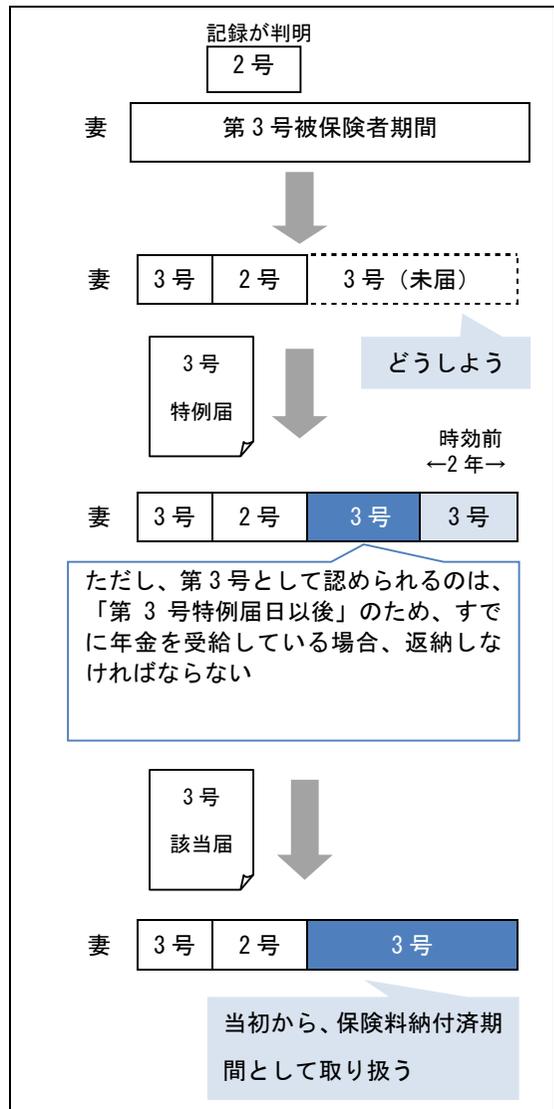
(3) 重複する加入期間の特例（年金確保支援法・第3号該当届）

第3号被保険者期間に重複する第3号以外の期間が新たに判明した場合、これまでは「第3号特例届」を提出することにより、第3号被保険者期間としていました。

しかし、「3号特例制度」の場合、2年を超える期間については、特例届出日以後に納付期間として認められるため、「3号特例届」が遅くなると、これまで受け取っていた年金額が過払となり、返納をしなければなりません。

その後、平成21年通知により、年金の返還は不要となりましたが、この取扱いは平成23年8月から「年金確保支援法」により法附則7条の3の2で明確化されました。

すなわち、「第3号該当届（年金確保支援法用）」を出すことによって、当初から保険料納付済期間として取り扱うこととなり、老齢基礎年金の受給権者が届け出た場合でも、返納する必要がなくなったわけです。



(4) 「運用3号」問題

実は「年金確保支援法」が実施される前に、「運用3号」での対応が平成22年12月から平成23年3月までの間行われていました。

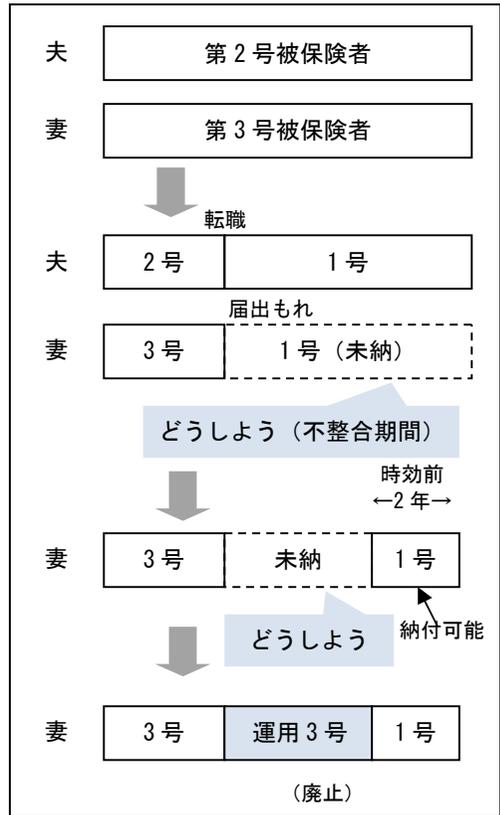
これは、誤った第3号被保険者の記録を正しく第1号被保険者記録に訂正する場合、過去2年間については、種別変更のうえ保険料の納付を求め、時効が到来している期間については、引き続き第3号被保険者とみなすという、課長通知による対応でした。

この期間は、第3号被保険者の未届期間ではなく、第1号被保険者の未届期間である点が、(2)又は(3)との違いです。

例えば、夫が第2号被保険者から第1号被保険者へ種別変更した場合において、きちんと届出を行ったときは、妻は第1号被保険者となり、保険料を納付することになります。

ところが、この届出を怠った場合、直近の2年分の保険料を納付すれば、それ以外の期間は「運用3号」になり保険料を納める義務を免れるというのがこの取扱いということになります。

これでは、きちんと保険料を納付した者との整合性が取れない、年金受給者間において著しい不公平をもたらす等を理由とする反対意見が出され、わずか数か月で通知は廃止されることとなりました。



(5) 第3号不整合記録問題

① 問題の背景

法12条5項には、「第3号被保険者は、その資格の喪失に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない」と書いてあります。では、第3号被保険者の資格が喪失する場合には具体的にはどのようなケースがあるのでしょうか。資格が喪失しそうなケースを挙げてみます。

- ① 配偶者である第2号被保険者（夫）が退職した場合
- ② 配偶者である第2号被保険者（夫）が死亡した場合
- ③ 配偶者（夫）が65歳に到達した場合
- ④ 第3号被保険者（妻）の収入が基準額以上に増加した場合
- ⑤ 配偶者である第2号被保険者（夫）と離婚した場合
- ⑥ 第3号被保険者（妻）が厚生年金保険の資格を取得した場合
- ⑦ 第3号被保険者（妻）が死亡、60歳に到達した場合

結論から言うと、①～⑤のケースは、すべて第1号被保険者への種別変更です。⑥のケースは、第2号被保険者への種別変更です。⑦のケースでは、資格喪失届の提出は不要です。

上記のケースは、ことごとく「資格喪失」には該当しません。

第3号被保険者が資格を喪失するのは、「国外に居住している第3号被保険者（妻）が被扶養配偶者でなくなった場合ぐらいです（第1号被保険者には国内居住要件があるので、種別変更ではなく資格喪失します）。

ほとんどの専業主婦は、夫が会社を退職したら、「自分（妻）が種別変更しなければならない」ことを知りません。このため「第3号被保険者の記録不整合問題」が生じる結果となりました。

② 特定期間（特定期間該当届）

法9条の4の2

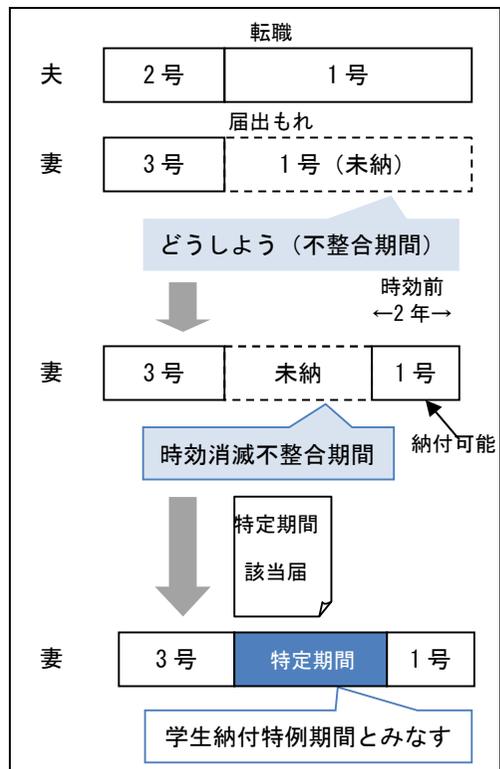
- 1 被保険者又は被保険者であった者は、第3号被保険者としての被保険者期間（昭和61年4月から平成25年7月1日の属する月の前月までの間にある保険料納付済期間（政令で定める期間を除く。）に限る。）のうち、第1号被保険者としての被保険者期間として記録した事項の訂正がなされた期間（「不整合期間」という。）であって、当該訂正がなされたときにおいて保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているもの（以下「時効消滅不整合期間」という。）について、厚生労働大臣に届出をすることができる。
- 2 届出が行われたときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間（「特定期間」という。）については、当該届出が行われた日以後、学生納付特例期間とみなす。

「不整合期間」とは、国民年金の記録において、実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとされている期間を言います。

不整合期間のうち、2年を超える期間については、保険料を納付することができないため、第1号被保険者期間の未納期間となります。

しかし、今回の法改正により、「特定期間該当届」を提出することで、「特定期間」とすることができます。この特定期間については、届出が行われた日以後学生納付特例期間とみなされます。

この期間は、「年金の受給資格期間として算入される期間（いわゆる、カラ期間）」として扱われるものの、保険料が納付されていないため、支給される年金額には反映されません。



合格ピース 時効消滅不整合期間について特定期間該当届が提出された場合には、時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、学生納付特例期間とみなす。 ■2607D

③ 特例保険料の納付（特例追納）

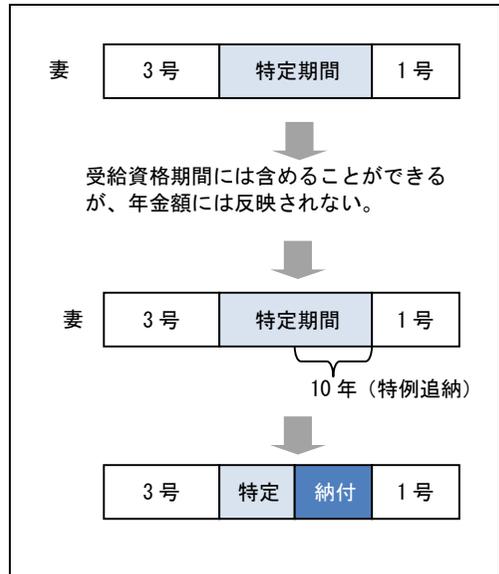
法附則 9 条の 4 の 3

平成 27 年 4 月 1 日から起算して 3 年を経過する日（「特定保険料納付期限日」という。）までの間において、被保険者又は被保険者であった者（特定期間を有する者に限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、保険料納付済期間以外の期間であって、その者が 50 歳以上 60 歳未満であった期間（その者が 60 歳未満である場合にあっては、承認の日の属する月前 10 年以内の期間）の各月につき、**特定保険料**を納付することができる。

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの時限措置として、不整合期間分の保険料を納付し年金額を増やしたい場合には、厚生労働大臣の承認を受け、特定期間のうち、**50 歳以上 60 歳未満**であった期間（その者が 60 歳未満である場合にあっては、承認の日の属する月前 **10 年以内**の期間）の各月につき、**特定保険料**を納付し直すこと（**特例追納**）ができます。

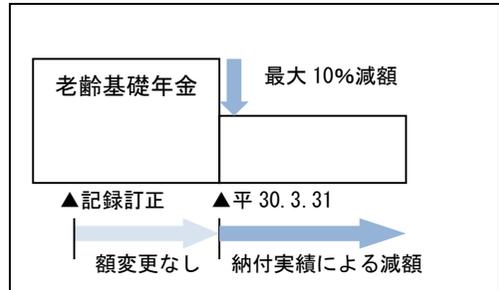
特定保険料の納付が行われたときは、**納付が行われた日**に、保険料が納付されたものとみなされ、保険料納付済期間となります（法附則 9 条の 4 の 3 第 3 項）。

老齢基礎年金の受給権者が特定保険料の納付を行ったときは、**納付が行われた日の属する月の翌月**から、年金額を改定されます（法附則 9 条の 4 の 3 第 4 項）。



④ 特定受給者の特例

さて、法改正（平成 25 年 7 月 1 日）以後に不整合記録の訂正がなされたことにより時効消滅不整合期間を有することになった人で、同日において、当該時効消滅不整合期間を保険料納付済期間として老齢給付を受給している方（「特定受給者」といいます）については、生活への配慮の観点から、特例追納実施期間



間の終了（平成 30 年 3 月 3 1 日）までの間、時効消滅不整合期間を保険料納付済期間とみなすことになっており、不整合記録の訂正がなされる前と同等の年金額が支給されることとされています（法附則 9 条の 4 の 4 第 1 項）。

ただし、不公平感解消のため、特例追納実施期間の終了後（平成 30 年 4 月 1 日以後）には納付実績に見合った額を支給することになります。このため、不整合記録の全ての期間について特定保険料を納付しなかった場合、従来支給されていた年金額よりも減額された年金額が支給されることとなります。

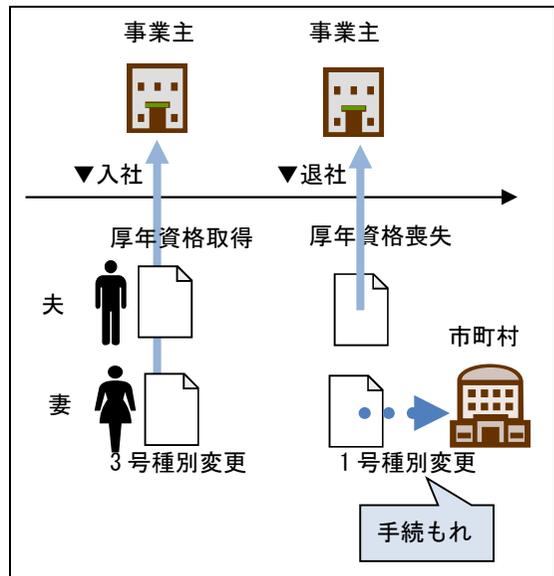
そうすると、従来額よりも大幅に減額される人がでてくるため、激変緩和措置として、訂正後年金額が訂正前年金額に 100 分の 90 を乗じて得た額（減額下限額）に満たないときは、減額下限額に相当する額が支給されます（法附則 9 条の 4 の 5）。従来額の 90% は保障されることになっています。

合格ピース 第 3 号被保険者としての被保険者期間の特例により時効消滅不整合期間となった期間が保険料納付済期間であるものとして老齢基礎年金を受給する特定受給者に支給する平成 30 年 4 月以後の月分の老齢基礎年金の額については、訂正後年金額が訂正前年金額に「100 分の 90」を乗じて得た額である減額下限額に満たないときは、減額下限額に相当する額とする。 ■ 2606C

なお、法改正（平成 25 年 7 月 1 日）前に不整合記録が訂正され、施行日において、正しい年金額で年金を受けている方が、特例追納した場合は、年金額は特例追納の翌月から改定されます。この場合、法附則 100 条の規定に基づき、平成 28 年 2 月末日までに特例追納した場合の老齢基礎年金の増額分は、平成 28 年 5 月の支払い時にまとめてお支払いする取り扱いとなります。

(6) 3号被保険者に該当しなくなったことの届出（被扶養配偶者非該当届）

第3号不整合記録問題をもう一度整理します。
 例えば、配偶者である第2号被保険者（夫）が厚生年金保険の資格を喪失して第1号被保険者となる場合、第3号被保険者（妻）も第1号被保険者となることとなりますが、事業主は、第2号被保険者（夫）の「資格喪失届」の手続きのみを行います。第3号被保険者（妻）の「第1号被保険者への種別変更」は、第3号被保険者（妻）が自分で市町村へ手続きにいかなくてはなりません。ここに、手続きもれが発生する危険性が生じ、第3号不整合記録へと問題が大きくなっていったのです。



そこで、平成26年12月からは、第3号被保険者であった者は、第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったことについて、当該事実があった日から14日以内に、厚生労働大臣（機構）に「被扶養配偶者非該当届」を届け出るようになりました（法12条の2、則6条の2の2第1項）。

この届出は、第3号被保険者であった者の配偶者である第2号被保険者を使用し、又は使用していた事業主等を経由して行われます。要するに、事業主等に第2号被保険者（夫）の「資格喪失届」の手続きを行う際に、同時に第3号被保険者（妻）の届出も行わせるようにしたのです。

ただし、この「被扶養配偶者非該当届」は、実質的に健康保険における「健康保険被扶養者（異動届）」と同じものであるため、この届出が提出されたときは、「被扶養配偶者非該当届」の提出は不要となります。したがって、全国健康保険協会管掌の健康保険の適用事業所に使用される第2号被保険者の被扶養配偶者であった方についての届出は不要ということになります。

6ページで「種別変更」の具体的なケースをあげましたが、これらのケースのうちほとんどは、その事実を日本年金機構において確認することができます。しかし、①第3号被保険者の収入が基準額以上に増加した場合、②第2号被保険者と離婚した場合については、第3号被保険者から届出がないと、日本年金機構は確認することはできません。したがって、「被扶養配偶者非該当届」を提出する必要があるのは、この2つのケースとなります。

被扶養配偶者非該当届が必要となる場合
① 第3号被保険者の収入が基準額以上に増加した場合
② 第2号被保険者と離婚した場合

当然ながら、「種別変更届」の手続きは必要であり、手続きがない場合には、勧奨が行われ、勧奨しても手続きがなされない場合には、日本年金機構が職権で第3号被保険者から第1号被保険者への種

別変更を行います。

本試験ではこのように出題されました。

過去問

第2号被保険者の夫とその被扶養配偶者となっている第3号被保険者の妻が離婚したことにより生計維持関係がなくなった場合、妻は、第3号被保険者に該当しなくなるため、市町村長（特別区の区長を含む。）へ第1号被保険者の種別の変更の届出を行うとともに、離婚した夫が勤務する事業所の事業主を経由して日本年金機構へ「被扶養配偶者非該当届」を提出しなければならない。なお、夫が使用される事業所は健康保険組合管掌健康保険の適用事業所であり、当該届出の経由に係る事業主の事務は健康保険組合に委託されていないものとする。2708A（○）

正解肢となります。なお書きから、夫が使用される事業所が組管掌健康保険の適用事業所であることがわかりますので、「被扶養配偶者非該当届」の提出が必要であることも読み取って下さい。

合格ピース 第3号被保険者の収入が基準額以上に増加した場合又は第2号被保険者と離婚した場合には、市町村長への「種別変更届」に加えて、事業主等を経由して「被扶養配偶者非該当届」を日本年金機構に提出しなければならない。 ■ 2708A